

3. 配膳・食事摂取・後片付けを支援する環境について

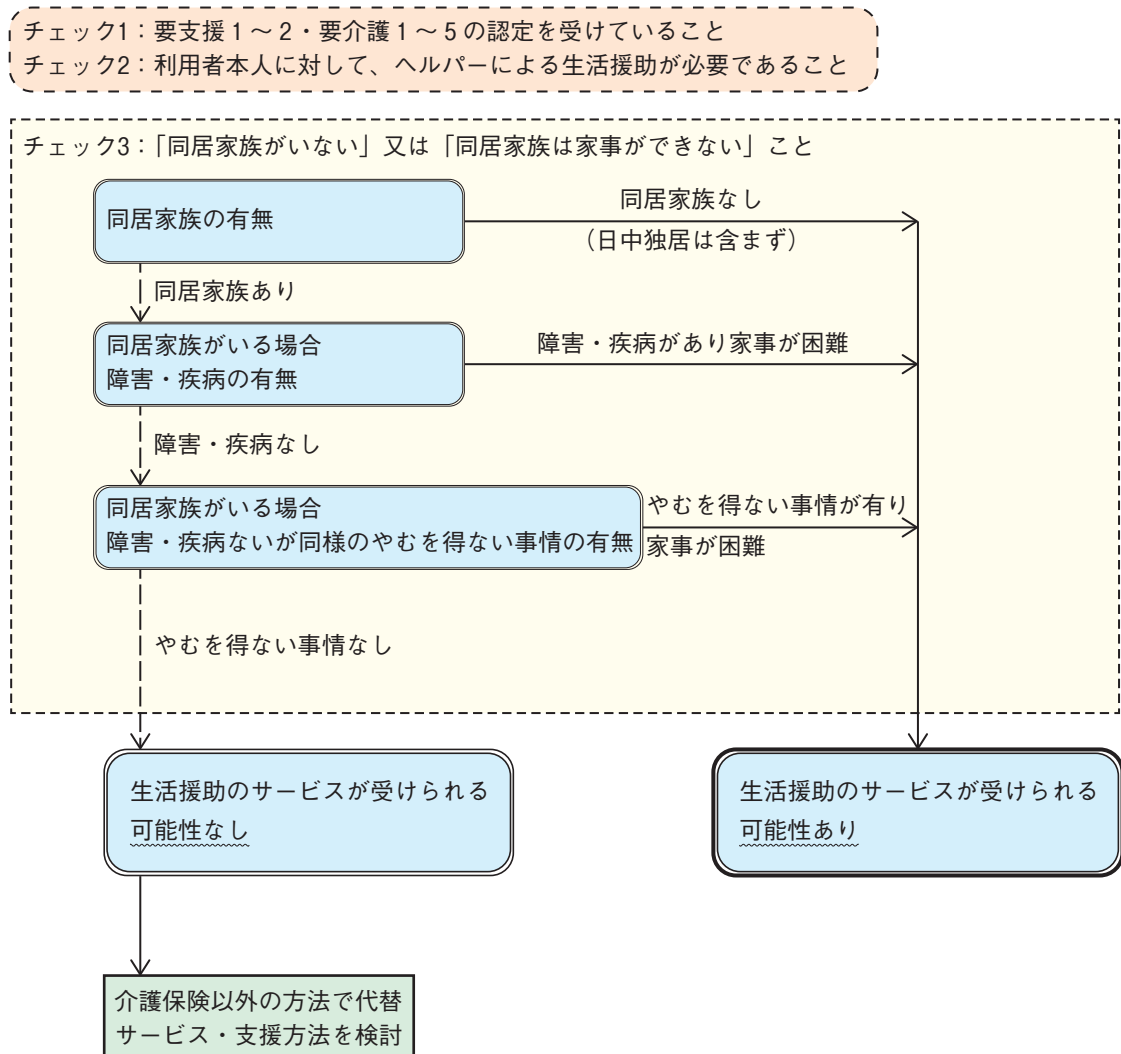
要介護状態になった高齢者にとって、食べる準備から、食事、後片付けは大変な負担になってきます。

住み慣れた地域、住み慣れた環境で生活し続けていくためには、心身の状態の変化や「住まい方」（家族関係や近隣・友人との関係性）の変化に応じて、医療・介護・予防・生活支援を適切に組み合わせて使う必要が出てきます。訪問介護を受けるのもその支援の一つです。

訪問介護（ヘルパー）を受けるには

食事の準備、食事摂取、後片付けが必要になったとき、どのような状況であれば介護保険の訪問介護を利用することができるのかをフローチャートで説明します。

生活援助確認フローチャート



そして、ヘルパーが行う食事に関する生活援助の内容は、買い物、一般的な調理、配膳、後片付け、食事介助、嚥下困難者のための流動食等の調理です。ヘルパーの支援が受けられる状況であってもマンパワーの不足や、目的地まで距離があったり、天候（積雪）の状況によって普通の社会的インフラが使えない場合もあります。

現在、介護保険の移行期なので、詳しいことは市町村の介護保険担当課又は地域包括支援センターにお問い合わせください。

地域によっては、個人が負担すれば介護保険以外のこともしてくれる事業所もあります。

栄養ケアステーション

島根県栄養士会では、地域密着型の拠点として栄養ケアステーションを開設しています。

地域住民の方はもちろん、自治体、健康保険組合、民間企業、医療機関、薬局などを対象に日々の栄養相談、特定保健指導、セミナー・研修会講師、料理教室の開催など、食に関する幅広いサービスを展開しています。病院・診療所などの医療機関と連携して、かかりつけの医師の指示があれば、管理栄養士が在宅の方の訪問栄養指導を行うことができます。食事や調理に関してのご相談に応じます。

栄養ケアステーション

連絡先：松江市春日町 615 番地

電話：(0852) 27-6674

URL：<http://www.eiyou-shimane.com/eiyoucare/index.html>